

**(注意事項)**

- ①認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ②認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ③申請書には「認定の有効期間の更新の申請書及び添付書類一覧（兼チェック表）」に掲げる書類を添付してください。  
（既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。）
- ④「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ⑤「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。